

によって国分寺下層式期およびそれと併行する時期の土器群の性質がより明らかになると考えられる。

3. 線刻のある土器について（第186、187図）

今回の調査によって出土した土器に、線刻をもつものがある。須恵器坏1点、土師器坏13点計14点である。すべて坏の底部に限られる。この線刻はヘラ状の工具で描いているもので、「ヘラ書記号」「刻印」などとよばれ、奈良・平安時代の土師器・須恵器・あかやき土器および擦文土器に広く認められるものようである（吉沢1984、松下1986）。特に、平安時代の土器に見られる線刻については墨書との関連が考えられている。

出土資料を検討しよう。須恵器坏底部の線刻は1例のみであるが、先端の鋭い工具でXを描く（第187図-23）。一方、土師器坏底部の線刻は、ごく細く先端の鈍い工具でX、×、×、×などを描いたものである。これらは、そのモチーフに類似する部分もあるが、施文具、掘り込みの深さ、土器自身の年代から、分けて考える必要がある。

同様に岩手県域出土の当該期の線刻ある土器を拾ってみると、報告されているものは国分寺下層式坏4点、その他平安時代の土器が数点ある。（注3）これらに共通する部分は、文様モチーフがXを基盤としていることで、文様の変異はこれに描き加えて生み出されていることである。

しかし、今回の出土例と同様、他遺跡出土例についても例外なく、国分寺下層式坏底部の施文具と、平安時代土器とのそれは異なるものようである。前者は、坏の中でもa類に限定される。国分寺下層式坏底部の線刻報告例は多くなく、宮城・福島両県では、宮城県清水遺跡など数遺跡のみである。しかも、この線刻にきわめておぼろげなものがあり従来見のがされてきた可能性もある。今後、注意して事例を収集していく必要がある。いずれ、平安時代の土器の線刻と国分寺下層式坏底部の線刻は区別されるべきであり、擦文土器「刻印」との安易な結びつけは避けたい。

4. 平安時代の土器について

今回の調査において、平安時代の土器は寺領・西光田I遺跡を中心として出土している。しかし、今日まで当該期の土器研究は、奈良時代以前のそれに比して進展を見ているとはいひ難い。もちろん、遺跡の調査事例は決して少なくなく、

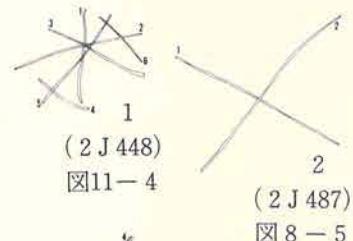


図11-4 (2 J 448)

図11-4

図8-5 (2 J 487)

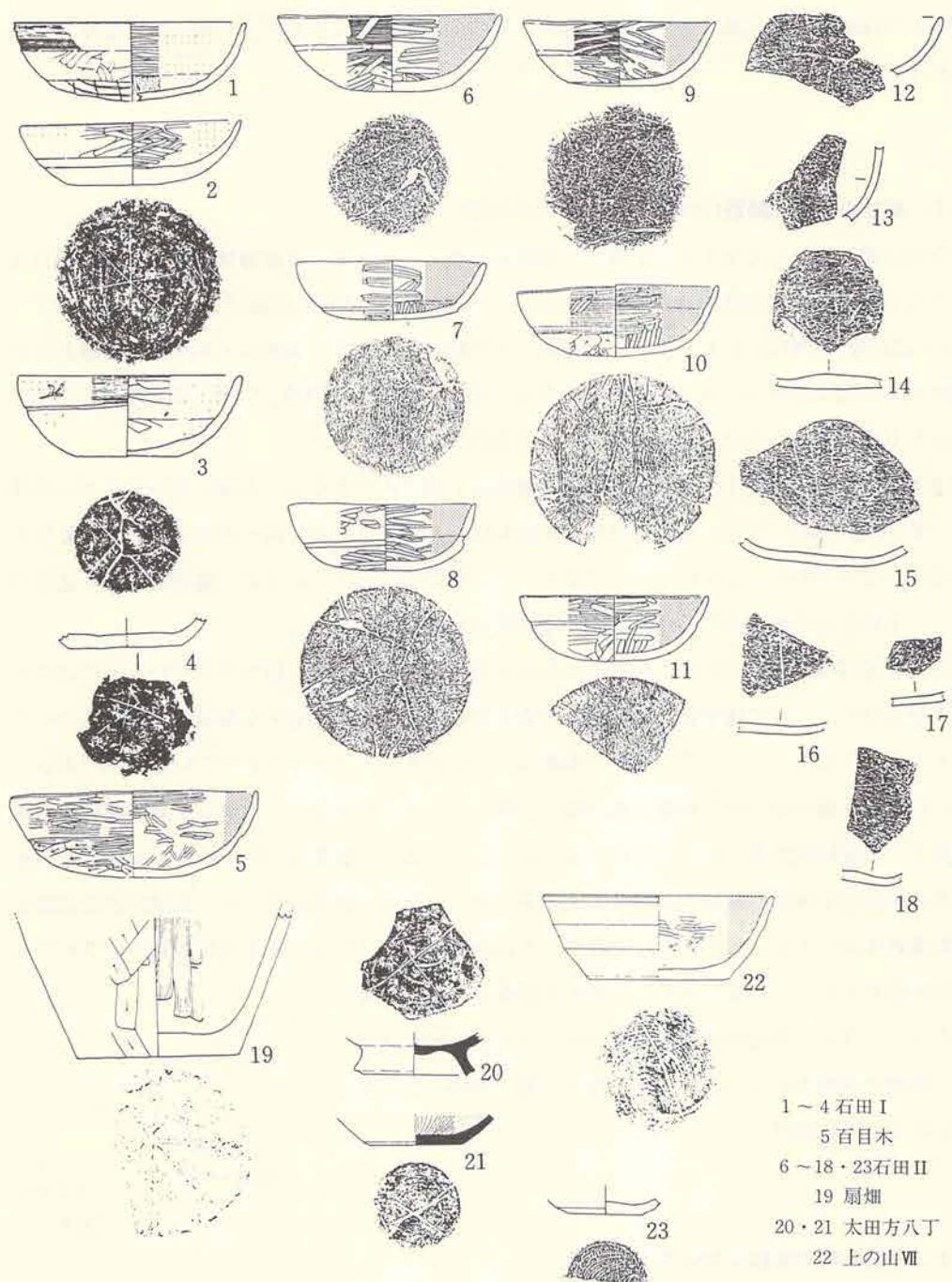
図8-5



図11-7 (2 J 444)

図11-7

第186図 石田II遺跡出土杯底部の線刻 (S = 1/3)



第187図 石田II遺跡および県内各遺跡出土の線刻を有する土器

各種遺構の検出とともに相当の成果をあげているという事実はある。増大する資料をもとに、統計学的分析もなされてきている。土器製作の技術的復元が進められてきている。官衙遺跡出土資料を中心に絶対年代の比定もなされてきている。それにもかかわらず土器研究が混乱しているという印象は否めない。

二つの理由をあげうる。一つは編年研究の成果が充分でないことがある。ロクロ使用以前の土器が、その細かな形態差に年代差を敏感に反映していたのに対し、ロクロ使用の土器については形態・調整技法のおおまかな推移がとらえられているだけである。しかも、それはある一定量の土器に対して総体的に与えられたものであって、個々の土器の年代を位置づけうるものではない。例えば、森（1983）によれば、遺構内出土の一括資料によって口径に対する底径の割合を土師器坏について見た場合、50%を超えるグループ（第2段階）、40～50%のグループ（第3段階）、40%以下を含むグループ（第4段階）に分けられ、その順序における年代的変遷が認められるという。また、白鳥（1980）は多賀城跡出土土器を層位的に検討し、8世紀後半から10世紀後半にかけての土器群を5段階に区分している。前者は、それまで感覚的にとらえられていた土師器坏の形態変化を数量化したことに特色があり、岩手県域にも適用が可能であろうと考えられる。しかし、実際に編年研究に困惑を感じているのは、第4段階に相当する土器群の細分であり、今回の調査結果を見ても16号住居跡・67号土坑・68号土坑出土土師器はその段階とされる形態のものであった。

22号住居跡中・37号住居跡中・58号土坑出土土師器は量的にも恵まれず、この方法では明確に区分しえないと考える。後者は、土師器・須恵器から施釉陶器までをも含めた資料がそれぞれの段階において量的変化または調整技法を伴う変化が認められるとされるが、本遺跡のような例で個々の遺構ごとに見る場合、出土資料をただちにその5段階編年に否定することはかなりむずかしいのではないだろうか。一遺構内の資料はそれほど多くなく、ある段階を代表する土器群としての量的保証が得られないと考えられるからである。段階設定の示標が多いほど、一般的な集落遺跡ではこうした問題に直面することになる。

従って、今回の報告においては個々の遺構についての製作・使用・廃絶年代を考慮する際に、当該期土器群をIII-1期、III-2期の2段階に区分するにとどめた。それぞれ高橋（1982）のIII-1群、III-2群に対応する時期である。前者は9世紀前半を中心に、後者は9世紀後半以降と考えられている。

もう一つの理由は、土器の定義をめぐる問題である。これは、そのまま「須恵系土器」「あかやき土器」「赤焼土器」「赤褐色土器」等をめぐる問題であると考えられるだろう。概念は異なるがほぼ同じ実体を示す土器の呼称についての議論が10年以上に亘って行われており、現在に至っても明確な結論が得られていない。この間の研究史とその問題点について、太平洋側を

中心に小井川（1984）が、日本海側を中心に渋谷（1984）がそれぞれ論じている。しかし、なぜ一定の共通した特徴を有している土器の定義の決定に長い年月を要しているのだろうか。その最大の理由は、この時代の全体的な土器生産体系の中で土師器・須恵器・あかやき土器を理解し定義づけようと試みられているためであり、その範囲は単に技術的な問題にとどまらず、国家体制の中での土器生産の歴史的な理解にまで及んでいる。また、技術的側面に立脚して当該土器の定義づけを試みる場合でも、製作のどの段階の技術を重視するかによって、個々の研究者間の定義が異なってくるようである。

ここで、該種土器についていかなる定義が妥当で、またどの名称を用いるべきかについて詳細に論じるつもりはない。本報告においてあかやき土器として報告したものは、内黒処理を伴わない酸化炎焼成の坏と、成形にタタキを用いた酸化炎焼成の甕を指している。この二者は、他の土師器、須恵器と明解に区別しうるものである。ただし、後者についてはタタキ後の調整によってその痕跡を残していない甕の存在を想定する余地があり、どの程度その全体を把握しているか検証が困難である。坏・甕以外の器種をあかやき土器と見なすかどうかとともに、今後の検討課題である。

5. 緑釉陶器について（写真図版60-5）

58号土坑埋土中より緑釉陶器片が1点出土している。壺の一形式でいわゆる稜壺と呼ばれているものである。内外面ともに非常に顕著に細かなヘラミガキが施される。胎土は灰色ないし明灰褐色、緻密で軟質である。釉調は淡い若草色である。貫入は見られない。

伊藤博幸氏の御教示によれば、本陶器は尾北産、篠岡47号窯式または篠岡4号窯式のものであり、その年代は9世紀後半であるという。絶対年代の根拠として、胆沢城跡第43・44次発掘調査において出土した施釉陶器と承和10（843）年、嘉祥元（848）年の暦年代を示す漆紙文書との共伴があげられるという。

施釉陶器の実年代を知り得る資料が前川要氏によって集成されている（1987）。それによれば上記胆沢城跡のほか、以下の資料があげられている。

平安宮民部省出土灰釉陶器	9世紀後半	黒笹90号窯式
北野庵寺土壤S K20出土建物群	9世紀末	同 上
鴨遺跡出土資料	9世紀後半	同 上
平城京平城土皇関係資料	9世紀前半	黒笹14号窯式
城山遺跡出土資料	9世紀前半	同 上
恒川2号住居址出土遺物群		同 上